１　公職選挙法（以下「法」という。）における改正内容

（１）ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの記載に関する義務及び営業宣伝に係る罰則の新設（施行日：令和７年５月２日）

従来、当該ポスター（いわゆる５号ポスター）には、記載事項に関する規定はありませんでしたが、以下のとおり記載に関する義務や罰則が設けられました。

①候補者本人の氏名を有権者が見やすいように記載しなければならない。（法第 144 条の４の２関係）

②他人や他の政党等の名誉を傷つける内容、善良な風俗を害する内容、商品やサービスの宣伝等、ポスターの品位を損なう内容を記載してはならない。（法第 144 条の４の２関係）

③当該ポスター等の文書図画を利用して、商品やサービス等の営業広告・宣伝を行った場合は、１００万円以下の罰金が科される。（法第 235 条の３第２項関係）

（２）選挙運動用自動車の規格制限の簡素化及び選挙運動用ポスターの規格の統一（施行日：令和８年１月１日）

①従来、選挙運動用自動車として使用できる車両には乗車定員や自動車重量、自動車の種類等細かく制限が設けられていましたが、全ての選挙で「乗車定員１０人以下、かつ車両総重量３．５トン未満」のものに統一されました。（法第 141 条第１項及び第６項関係）

②従来、区議会議員・区長選挙における選挙運動用ポスターの大きさは「長さ４２ｃｍ、幅３０ｃｍ以内（縦横を問わず）」でしたが、全ての選挙で**「長さ４２ｃｍ、幅４０ｃｍ以内（縦横を問わず）」**に統一されました。（法第 143 条第１項及び第 13 項関係）

（３）インターネット等を利用した選挙運動（施行日：令和９年３月１日）

①電子メールによる選挙運動について、送信者が候補者や確認団体等に限定されるほか、送信時の表示事項等に関する規制が設けられていましたが、これらの規制が廃止され、ウェブサイトや SNS 等を利用した情報発信と同じルールが適用されることとされました。（法第 142 条の４及び第 142 条の５第２項関係）

②インターネット等で、AI を利用して作成又は改変した画像や動画を掲載した文書図画を頒布する場合は、その画像や動画が AI を利用して作成又は改変されたものであることを表示しなければならないこととされました。（法第 142 条の５関係）

③インターネット等を利用して選挙に関する情報を発信する際は、候補者に関する虚偽の情報や事実を歪めた情報を公表する等、選挙の公正を害することがないよう努めなければならないこととされました。（法第 142 条の７第１項関係）

２　世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「条例」という。）における改正内容

選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公費負担限度額の引き上げ（施行日：令和８年１０月１日）

公職選挙法施行令の一部改正（令和７年６月４日施行）に伴い、条例の一部を改正し、次の表のとおり、公費負担限度額を引き上げました。（条例第8条及び第11条第1号関係）

＜公費負担限度額＞

	改正後		改正前
ビラの作成	8.38円		7.73円
ポスターの作成（印刷費） 掲示場の数が500以下	586.88円		541.31円
ポスターの作成（印刷費） 掲示場の数が501以上	固定費	293,440円	270,655円
	１枚あたり	30.73円	28.35円

※選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度枚数を８９８枚と仮定した場合、当該限度額は、「５９８,９６６円」から「６２２,３１４円」（２３,３４８円の増）となります。

※次頁以降も続きます

３　世田谷区選挙執行規程（以下「規程」という。）における改正内容

（１）選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の基準額の引き上げ（施行日：令和８年７月１６日）

公職選挙法施行令の一部改正（令和７年６月２７日公布、翌日施行）に伴い、規程の一部を改正し、次の表のとおり、世田谷区議会議員・区長選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の基準額を引き上げました。（規程第 92 条関係）

＜報酬＞

	改正後	改正前
事務員	15,000 円	10,000 円
車上等運動員	20,000 円	15,000 円
手話通訳者	20,000 円	15,000 円
要約筆記者	20,000 円	15,000 円

＜実費弁償＞

		改正後	改正前
宿泊料	運動員	１夜につき 23,000 円 （食事料２食分を含む）	１夜につき 12,000 円 （食事料２食分を含む）
	労務者	１夜につき 20,000 円 （食事料を含まない）	１夜につき 10,000 円 （食事料を含まない）
弁当料		１食につき 1,500 円 １日につき 4,500 円	１食につき 1,000 円 １日につき 3,000 円
茶菓料		１日につき 1,000 円	１日につき 500 円

（２）世田谷区議会議員選挙・世田谷区長選挙における選挙公報の氏名欄の取扱いの変更（施行日：令和８年７月１６日）

選挙公報の氏名欄の取扱いについては、「その他の文字（デザイン文字を含む。）」が使用できることにより、都選管及び他区選管と比較して表現の自由度が高い運用となっており、選挙公報における氏名表記に候補者間の差異が生じる可能性がありました。そのため、氏名欄に使用できる文字のうち「その他の文字（デザイン文字を含む。）」を削除するよう規程の一部を改正し、東京都選挙執行規程に準じた取扱いとすることで基準を明確にし、候補者間の公平性を図りました。（規程第 70 条関係）

＜氏名欄について（改正後）＞

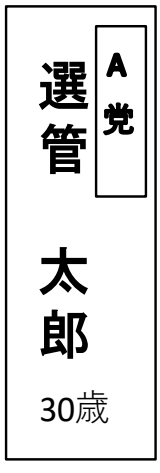
使用できる文字	通常使用する漢字、ひらがな、カタカナ、数字及び外国文字
使用できない文字	上記以外のその他の文字、句点、読点、かぎ「」、かっこ（）等の記号、符号、傍点、線、図表、イラストレーション（デザイン文字、白抜き文字を含む。）、スクリーン等のバックを配した文字

文字の使用可能例、不可例は次頁以降をご覧ください

＜氏名欄における文字の使用**可能**例＞



＜氏名欄における文字の使用**不可**例＞

  	白抜き文字を用いているため、氏名欄では使用不可。
  	影文字やグラデーション、スクリーン等のバックを配した文字を用いているため、氏名欄では使用不可。
  	□、〇等で文字を囲うことや「」（）等の記号、線、図表を用いているため、氏名欄では使用不可。